

船舶事故等調査報告書

平成24年9月27日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2011仙第42号	
事故等種類	沈没	
発生日時	平成23年7月29日（金） 07時00分ごろ	
発生場所	新潟県新潟市北区島見浜北方沖（新潟港外港） 新潟県聖籠町所在の新潟港東区第2東防波堤灯台から真方位260° 3.3海里付近 （概位 北緯38° 00.2′ 東経139° 10.1′）	
事故等調査の経過	平成23年8月1日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	船種船名、総トン数 プレジャーボート <sup>かい</sup> 海、1.3トン 船舶番号、船舶所有者等 220-21678新潟、個人所有	
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定	
死傷者等	なし	
損傷	船体水没	
事故等の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、新潟市北区島見浜北方沖において、船首部からアンカーを投入し、船首を風上の西方に向けて釣りを行っていたが、釣果が良くなかったので帰航することとした。</p> <p>船長は、本船を風上へ前進させ、電動ウインチを使用して揚錨していたところ、錨索が船底に入り込んで船外機のプロペラに絡んだ。</p> <p>本船は、船長が船外機をチルトアップして絡んだ錨索を解く作業を行っている間に船尾が風上に向き、船尾から波が船内に打ち込んで海水が滞留し、平成23年7月29日07時00分ごろ沈没した。</p> <p>船長は、クーラーボックスを抱えて海に飛び込み、その後、海上に浮いていた丸太につかまって漂流し、翌30日06時56分ごろ、新潟県村上市瀬波海岸西方沖において、航行していた漁船に救助された。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 雨、風向 西南西、風力 4、視界 良好</p> <p>海象：波向 西、波高 約1m、海面水温 約26℃</p>	
その他の事項	<p>本船の錨索の長さは約150mであり、本事故当時、錨索を約100m繰り出していた。</p> <p>海図W1197によれば、本事故発生場所の水深は約30mである。</p> <p>船長は、揚錨する際、ふだんから本船を風上へ前進させ、電動ウインチを使用していた。</p> <p>船長は、長袖のシャツと長ズボンの上に上下の合羽を着用し、ゴム長靴を履いており、救命胴衣は着用していなかった。</p> <p>船長は、携帯電話を携行していたが、海水につかって使用不能となった。</p>	
分析	乗組員等の関与	あり
	船体・機関等の関与	なし
	気象・海象の関与	あり

	<p>判明した事項の解析</p> <p>本船は、新潟市北区島見浜北方沖において揚錨作業中、船外機のプロペラに錨索が絡んで船尾が風上に向き、船尾から波が打ち込んで海水が滞留したことから、沈没したものと考えられる。</p> <p>本船は、船長が揚錨のために風上へ前進させた際、船首方向と錨索の方向が同一であったことから、錨索が船底に入り込んで船外機のプロペラに絡んだものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、新潟市北区島見浜北方沖において揚錨作業中、船外機のプロペラに錨索が絡んで船尾が風上に向き、船尾から波が打ち込んで滞留したため、沈没したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 揚錨を行う際は、船外機に錨索が絡まないよう、事前に錨索の方向を確認すること。</li> <li>・ 乗船に際しては防水型携帯電話を携行することが望ましい。</li> <li>・ 乗船中は、救命胴衣を着用すること。</li> </ul>